

下野市市民活動センターの指定管理者の指定について

下野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年下野市条例第170号)第6条の規定に基づき、下野市市民活動センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

下野市市民活動センター（下野市緑3丁目5-1）

2. 指定管理者となる団体

所在地 下野市石橋779番地1

名 称 特定非営利活動法人 青二才

代表者 鈴木 祐磨

3. 指定管理の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

4. 選定理由

下野市市民活動センター指定管理者選定委員会における選考の結果、上記法人の評点は、応募者が1団体かつ最低基準点以上であったことから、指定管理者候補者として選定した。

5. 選定審査手順

- ・申請書類受付（参加表明書の提出）

令和6年9月9日(月)

- ・公の施設の指定管理者候補者選定委員会

第1回：令和6年7月9日(火)

第2回：令和6年10月10日(木)

- ・指定管理者候補者審査結果答申

令和6年10月17日(木)(選定委員会→市長)

- ・下野市市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出

令和6年11月28日(木)

- ・下野市議会令和6年第4回（12月）定例会指定管理者の指定議案議決

令和6年12月13日(金)

- ・指定管理者の告示

令和6年12月20日(金)

- ・指定管理者への指定の通知

令和6年12月20日(金)